

(金抜)

(令和 7年度)
令和 6年度(明許) 教育 第51号
高知県 高岡郡日高村 本郷

日下小学校大規模改修工事【I期】 実施設計書

作業区分 請負
工事日数 117日
工種区分 建築工事、電気設備、機械設備
施工地域区分 補正無し
令和 7年 3月 作成

金 抜 設 計 書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について(通知)」により、変更の協議を行うものとする。

特記仕様書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木製型枠の使用

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/housin-keikaku/>）林業振興・環境部木材産

業振興課のページに掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第5条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。

2 申請について

(1) 受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請を行う。

(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052)

手続き名：高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

(2) 申請前に電子申請システムから出力した「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員へ提出し確認を受けること。

(3) 申請内容に関する問合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用

1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工費用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

特記仕様書

- イ 工事看板（1ヶ所以上）
- ウ バリケード（1品以上）
- エ 木製クッションドラム（1品以上）
- オ 交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

（2）上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事前仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第7条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第8条 ダンプトラック等による過積載の防止

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第9条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力

源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第10条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第11条 週休2日制工事の実施について

本工事は、週休2日制工事実施要領における「週休2日制工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

高知県土木部土木政策課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170201/>)

なお、発注時において労務費等を補正済みであり、月単位若しくは通期の現場閉所率（週休2日交替制工事の場合は、休日確保）が28.5%に満たない場合又は週休2日制工事が週休2日交替制工事に変更となった場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第12条 中間検査の実施について

1 高知県建設工事検査要領第4条2項の規定により、次に定める工事は中間検査を実施するものとする。

（1）中間検査対象範囲

ア 当初請負対象金額5,000万円以上の工事を原則とする。

イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。

ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。

なお、検査回数及び時期については、施工計画打合せ時に受発注者間で協議すること。

第13条 現場環境改善（快適トイレの設置）

特記仕様書

1 対象工事

土木部が発注する請負対象金額（税込）が1千万円以上の工事（災害復旧を除く）を対象とする。なお、1千万円未満の工事であっても受注者の希望により対象工事とすることができる。

2 内容

受注者は、以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰の項目については、満たしていれば、より快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ①洋式便座
- ②水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性専用トイレ必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台（フィッティングボード等）
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

3 確認方法

受注者は、快適トイレ設置にあたり、上記2の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を工事に関する確認票に添付し、規格・基数等の詳細を監督職員へ提出することとする。

4 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用は、対象工事については当初から計上しており、基数・設置期間は設計図書に記載のとおり予定しているが、実際に現場に快適トイレを設置した基数・期間として設計変更を行うものとする。また、受注者の希望により設置する場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

なお、計上数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

5 その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第14条 標示板の設置

- 1 高知県建設工事共通仕様書第1編1-1-23施工管理に規定する標示板の設置にあたっては、本工事が「国土強靱化対策工事」である場合は、その旨を明示するものとする。掲示方法の詳細については、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に係る標示施設の設置について」（令和3年6月23日付け3高技管第92号通知）等を参考とすること。なお、本工事が「国土強靱化対策工事」に該当するかは、施工計画打合せ等の際に監督職員に確認すること。

第15条 ウィークリー・スタンスについて

- 1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。
（令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照）

第16条 工事実績データ作成、登録

- 1 高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-6に基づき、受注者は工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第17条 公共事業労務費調査に対する協力

特記仕様書

- 1 本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第18条 施工形態動向調査等に対する協力

- 1 本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

第19条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 3 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない

。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

- 5 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。
- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
- 7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。
（参考）COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。

第20条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第21条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

特記仕様書

(1) 建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））
- ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。
- ③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

(2) 建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

- 1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。
（代表写真）

- 2) 前記「(1) 建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m3) ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m3)
- ・アスファルト塊2.35 (t/m3) ・掘削土（土砂）1.8 (t/m3)
- ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m3) ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m3)

- 3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。
（全車写真）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ

等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

- ④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

(3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。
（全車写真）

- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

(4) 建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

- ①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

- ③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第22条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

- 1 監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

第23条 工事完成図書の記録方法（電子納品）

- 1 本工事における工事完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成23年6月24日付け23高建管第610号）に基づき実施すること。

基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。ただし、草刈り・清掃・除雪に関する業務（路河川等の維持管理業務を含む）、崩

特記仕様書

土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法（電子納品か紙納品）を選択することができる。なお、工損及び物件調査業務、個人・NPO等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

2 電子納品運用に関するガイドラインについては、高知県ホームページの技術管理課のページを参照すること。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

第24条 電子納品で提出されたデジタル写真

1 電子納品により引渡しを受けた工事完成図書の写真については、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第25条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す小黑板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第26条 施工管理

1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分についても必要に応じて試験を行うものとする。

第27条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして

特記仕様書

届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第28条 交通誘導警備員の配置

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

- 4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

- 5 交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析AI等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

交通誘導システムの使用を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこと。

第29条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月

特記仕様書

(高知県土木部))」によることとする。

第30条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第31条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知県土木部技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

第32条 監理技術者等

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）
 - （2）低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
 - （3）同一の専任特例2号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までであること。
 - （4）専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例2号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が10km程度以内の近接した場所であること。
 - （5）専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。
 - （6）専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - （7）専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で連絡が取れる体制であること。
 - （8）建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （9）監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、1級施工管理技士補を有する者又は1級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （10）監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にあ

ること。

- （11）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- （12）兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

- 2 本工事の監理技術者が専任特例2号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和5年3月14日付け4高土政第1343号土木部長通知 最終改正：令和7年1月23日付け6高土政第1196号）に規定する別記様式1、別記様式2及び1の（1）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。

- 3 本工事において、専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第33条 工期

- 1 本工事における工事期間としては原則、日下小学校の夏休み期間中とする。ただし、監督職員との協議により、工事期間を延長することが出来るものとする。また、全体工期としては、変更手続きに日高村議会（令和7年9月定例会または臨時議会）の議決が必要なため、変更手続きに要する期間を含めた工期とする。

第34条 別途仕様書

- 1 本工事において、建築工事に係る工事は、別途「特記仕様書（建築改修工事編）・電気設備特記仕様書、機械設備特記仕様書」を確認すること。

第35条 その他

- 1 その他、疑義のある場合は、監督職員と協議するものとする。

	名 称	摘 要		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	建築主体工事			1.0	式			
II	電気設備工事			1.0	式			
III	機械設備工事			1.0	式			
	直接工事費							
	共通仮設費			1.0	式			
	計							
	現場管理費			1.0	式			
	一般管理費			1.0	式			
	工事価格		税抜き					
	消費税			0.1				
	工事費							

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	建築主体工事						
A	大規模(教育内容)内部環境 工事		1.0	式			
B	大規模トイレ 工事		1.0	式			
C	防災機能強化 工事		1.0	式			
D	その他単独 工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	共通仮設費積上げ分							
	安全費		交通誘導員B	60.0	人			
	小計							

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A	大規模(教育内容)内部環境 工事						
a	玄関改修工事(熱線反射ガラス工事)		1.0	式			
b	下足箱取替工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a	玄関改修工事(熱線反射ガラス工事)						
(1)	直接仮設工事		1.0	式			
(2)	タイル工事		1.0	式			
(3)	木工事		1.0	式			
(4)	金属工事		1.0	式			
(5)	左官工事		1.0	式			
(6)	建具工事		1.0	式			
(7)	塗装工事		1.0	式			
(8)	内装工事		1.0	式			
(9)	解体工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(1)	直接仮設工事						
	仕上墨出し	RC造	145.0	m ²			
	仕上養生	RC造	145.0	m ²			
	清掃・片付け	RC造	145.0	m ²			
	竣工後・引渡し前清掃	RC造	145.0	m ²			
	竣工後・引渡し前清掃	ガラスクリーニング	116.0	m ²			
	竣工後・引渡し前清掃	サッシクリーニング	17.0	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(2)	タイル工事						
	床タイル張り	炔器室レンガタイル 90*190	3.9	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(3)	木工事						
	木製見切材	ナラ 60*30 見掛り:上小節	3.4	m			
	木製見切材	ナラ 130*60*30 見掛り:上小節	7.3	m			
	木製見切材	ナラ 130*30 見掛り:上小節	6.8	m			
	天井軸組	杉30*40@303 特一	35.6	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(4)	金属工事						
	軽量鉄骨天井下地	M19	35.6	m ²			
	アルミカーテンBOX	アルミ 焼付塗装 W3,460*D280*H180	2.0	箇所			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(5)	左官工事						
	土間コンクリート補修	エポキシ樹脂珪砂 木ゴテ t50 コンクリート面タイル下地	3.9	m ²			
	サッシ廻りコンクリート補修	エポキシ樹脂珪砂 金ゴテ t50 コンクリート面塗装下地	48.9	m			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(6)	建具工事						
1	金属製建具工事		1.0	式			
2	ガラス工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(6)	1. 金属製建具工事						
	ADW新1	額縁L100共	2.0	箇所			
	ADW新2	額縁L100共	2.0	箇所			
	サッシ廻りシーリング	6*6	35.0	m			
	取付・運搬		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(6)	2. ガラス工事						
	熱線反射ガラス		28.9	m ²			
	飛散防止フィルム		28.9	m ²			
	ガラス押えシール	シリコン6*6	243.0	m			
	運搬・諸経費		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(7)	塗装工事						
	素地ごしらえ	コンクリート面	2.6	m ²			
	素地ごしらえ	木面	1.9	m ²			
	EP塗装	コンクリート面	2.6	m ²			
	OSUC塗装	木面	1.9	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(8)	内装工事						
	化粧PB	t9.5	3.3	m ²			
	岩綿吸音板	t9.0	35.6	m ²			
	塩ビ廻り縁		29.9	m			
	カッパ [°] 掛け 一時撤去	900*1,000	2.0	箇所			
	カッパ [°] 掛け 一時撤去	2,300*1,000	1.0	箇所			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A a-(9)	解体工事						
	建具周囲はつり	床 t 50	28.7	m			
	建具周囲はつり	壁 t 50	3.2	m			
	建具周囲はつり	天井 t 50	20.6	m			
	カッター切り		103.1	m			
	炔器質タイル 撤去		6.0	m ²			
	吸音材吹付 除去		38.2	m ³			
	化粧PB 除去		3.4	m ²			
	アルミカーテンBOX	3,460*280*150	2.0	箇所			
	ADW解1 撤去	3,360*2,570	2.0	箇所			
	ADW解2 撤去	3,310*2,945	2.0	箇所			
	積込み		2.9	m ³			
	運搬		2.9	m ³			

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	廃棄処分	コンクリート	3.8	t			
	廃棄処分	がれき	0.1	t			
	廃棄処分	金属	1.0	t			
	廃棄処分	ガラス	0.3	t			
	廃棄処分	廃石膏ボード	0.1	t			
	廃棄処分	建築混合廃棄物	0.1	t			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A b	下足箱取替工事						
(1)	直接仮設工事		1.0	式			
(2)	ユニット工事		1.0	式			
(3)	解体工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-A	b-(1) 直接仮設工事						
	「a. 玄関改修工事」に計上						
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
I-A b-(2)	ユニット工事						
	新下足箱01	1,980*1,265*350	2.0	台			
	新下足箱02	1,980*1,265*350	4.0	台			
	新下足箱03	1,980*1,560*350	2.0	台			
	新下足箱04	1,985*1,505*375	1.0	台			
	新下足箱05	1,740*1,505*375	1.0	台			
	新下足箱06	1,985*1,505*375	1.0	台			
	新下足箱07	1,740*1,505*375	2.0	台			
	取付運搬		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
I-A b-(3)	解体工事						
	既存 下足箱01	1,995*1,305*250	2.0	台			
	既存 下足箱02	1,995*1,305*250	4.0	個			
	既存 下足箱03	1,995*1,550*250	2.0	個			
	既存 下足箱04	1,995*1,485*320	1.0	個			
	既存 下足箱05	1,750*1,195*320	1.0	個			
	既存 下足箱06	1,990*1,530*250	1.0	個			
	既存 下足箱07	1,750*1,530*250	2.0	個			
	積込み		9.0	m ³			
	運搬		9.0	m ³			
	廃棄処分	木	2.3	t			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B	大規模トイレ 工事						
a	トイレ改修工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a	トイレ改修工事						
(1)	直接仮設工事		1.0	式			
(2)	鉄筋工事		1.0	式			
(3)	コンクリート工事		1.0	式			
(4)	型枠工事		1.0	式			
(5)	防水工事		1.0	式			
(6)	木工事		1.0	式			
(7)	金属工事		1.0	式			
(8)	左官工事		1.0	式			
(9)	建具工事		1.0	式			
(10)	塗装工事		1.0	式			
(11)	内装工事		1.0	式			
(12)	ユニット工事		1.0	式			

	名 称	摘 要		数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
(13)	サ工工事			1.0	式			
(14)	解体工事			1.0	式			
	小計							

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(1)	直接仮設工事						
	仕上墨出し	RC造	153.0	m ²			
	仕上養生	RC造	153.0	m ²			
	清掃・片付け	RC造	153.0	m ²			
	竣工後・引渡し前清掃	RC造	153.0	m ²			
	竣工後・引渡し前清掃	床ワックス 樹脂ワックス	153.0	m ²			
	竣工後・引渡し前清掃	ガラスクリーニング	1.2	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
I-B a-(2)	鉄筋工事						
	異形鉄筋金網	D10 100*100	5.5	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(3)	コンクリート工事						
	生コンクリート	FC=21N+6N S=18	1.8	m ³			
	コンクリート打設手間		1.8	m ³			
	ポンプ圧送		1.0	回			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(4)	型枠工事						
	普通合板型枠	床スラブ ラーム構造	1.4	m ²			
	型枠運搬費	4t車 30km以内	1.4	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(5)	防水工事						
	内部タイル面事前調査		148.2	m ²			
	タイル剥落防止樹脂注入工法	壁 磁器質150角タイル 22.37m ² アンカーピンニング樹脂注入工法	291.0	穴			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(6)	木工事						
	木製膳板・額縁	100mm以下	8.2	m			
	建具枠	材工共 30*200 見掛り上小節	43.4	m			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(7)	金属工事						
	軽量鉄骨壁下地	UL工法	19.0	m ²			
	軽量鉄骨壁下地	LGS100	34.9	m ²			
	軽量鉄骨天井下地	M19	133.4	m ²			
	屋内天井下地開口補強	ボート等切込み共 M19 450*450	7.0	箇所			
	床下点検口	450□	1.0	箇所			
	床下点検口	600□	2.0	箇所			
	天井点検口	450□	7.0	箇所			
	SUS 鏡フレーム	1,050*870	1.0	箇所			
	SUS 鏡フレーム	450*600	1.0	箇所			
	SUS 鏡フレーム	1,200*870	1.0	箇所			
	SUS 鏡フレーム	860*800	2.0	箇所			

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
SUS 鏡フレーム	1,210*960	4.0	箇所			
SUS床見切り	50*1,000	1.0	m			
小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(8)	左官工事						
	かたし 金で仕上げ	床 t10	107.6	m ²			
	かたし 金で仕上げ	壁 不陸調整程度 タイル面ケル下地	249.5	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(9)	建具工事						
1	金属製建具		1.0	式			
2	木製建具		1.0	式			
3	ガラス工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(9)	1. 金属製建具						
	SD1	550*900 丁番・ケースハンドル鍵	1.0	箇所			
	サッシ廻りシーリング	15*10 シリコン(2成分形)	3.0	m			
	膳板・額縁	アルミ・100mm以下	54.0	m			
	取付・運搬費		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(9)	2. 木製建具工事						
	WD 新1	引戸加サ [°] -(天付・埋込) ハ [°] -ハンドル、ガ [°] リ	6.0	箇所			
	WD 新2	引戸加サ [°] -(天付・埋込) ハ [°] -ハンドル、ガ [°] リ	2.0	箇所			
	建具廻りシーリング [°]	15*10 シリコン(1成分形)	43.0	m			
	取付・運搬費		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(9)	3. ガラス工事						
	ホリカーホネット(半透明)	T4	19.8	m ²			
	ガラス押えシーリング	6*6	27.0	m			
	鏡板	1,050*870	1.0	箇所			
	鏡板	450*600	1.0	箇所			
	鏡板	1,200*870	1.0	箇所			
	鏡板	860*800	2.0	箇所			
	鏡板	1,210*960	4.0	箇所			
	運搬・諸経費		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(10)	塗装工事						
	素地ごしらえ	ケイカル板 ポ-ト`面	127.3	m ²			
	素地ごしらえ	SD 新1 鉄鋼面	1.0	m ²			
	素地ごしらえ	WD 木面	20.1	m ²			
	素地ごしらえ	WD 木面	0.8	m ²			
	EP塗装	ケイカル板 ポ-ト`面	127.3	m ²			
	SOP塗装	SD 鉄鋼面	1.0	m ²			
	WP塗装	WD 木面	20.1	m ²			
	WP塗装	膳板・額縁 木面	0.8	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(11)	内装工事						
	ビニル床シート	t2.0 抗菌	147.1	m ²			
	ソフト巾木	H75	136.0	m ²			
	耐水PB	壁 t12.5	43.0	m ²			
	化粧ケイカル板	壁 t6.0 接着張り ショイテ共	278.2	m ²			
	ケイカル板	天井 t6.0 目透し張り	127.3	m ²			
	化粧PB	天井 t9.5	5.0	m ²			
	塩ビ廻り縁		148.2	m ²			
	カーテンレール 一時撤去・再取付		1.0	箇所			
	面台	3,000*160	1.0	箇所			
	面台	2,000*160	1.0	箇所			
	面台	800*200	1.0	箇所			
	面台	1,200*130	1.0	箇所			

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
	面台	1,150*160	1.0	箇所			
	面台	700*120	1.0	箇所			
	面台	850*120	1.0	箇所			
	面台	680*160	2.0	箇所			
	面台	2,830*160	2.0	箇所			
	面台	1,260*120	2.0	箇所			
	面台	2,940*160	4.0	箇所			
	面台	3,500*160	2.0	箇所			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
I-B a-(12)	ユニット工事						
	AP新1		3.0	箇所			
	AP新2		1.0	箇所			
	AP新2'		1.0	箇所			
	AP新3		2.0	箇所			
	AP新4		2.0	箇所			
	WS新1		1.0	箇所			
	WS新2		1.0	箇所			
	WS新3		1.0	箇所			
	WS新4		1.0	箇所			
	WS新5		2.0	箇所			
	WS新6		2.0	箇所			
	WS新7		2.0	箇所			

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
WS新8		2.0	箇所			
取付・運搬費		1.0	式			
小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(13)	サイン工事						
	既成アイアンピクトサイン	突き出し型 150*150程度	9.0	個			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-B a-(14)	解体工事						
	ラインク 撤去	CB	2.2	m ³			
	面台 撤去	テラゾ 7 ロックt30	3.2	m ²			
	床下点検口 撤去	600□	3.0	箇所			
	天井点検口 撤去	450□	8.0	箇所			
	鏡 撤去	450*600	15.0	個			
	ケイカル板 除去	ケイカル面	127.3	m ²			
	ビニル床シート 除去	ビニル床シート面	14.1	m ²			
	700x600 撤去	天井 t4.0	127.0	m ²			
	磁器質タイル 撤去	壁 150□	12.9	m ²			
	塩ビ廻縁 撤去		148.0	個			
	木製踏台 撤去	800*840*400	1.0	個			
	アルミ膳板・額縁 撤去		55.9	m			

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	木製膳板・額縁 撤去		8.2	m			
	サインプレート(塩ビ) 撤去	80*200	8.0	箇所			
	SD解1 撤去	550*1150	1.0	箇所			
	AP解1 撤去	600*2,450	4.0	箇所			
	AP解2 撤去	600*2,450	2.0	箇所			
	WD解1 撤去	800*1,900	6.0	箇所			
	WD解2 撤去	850*1,900	2.0	箇所			
	WS解1 撤去	2,550*950*1,850	1.0	箇所			
	WS解2 撤去	3,600*950*1850	1.0	箇所			
	WS解3 撤去	1,940*1,300*1,900	1.0	箇所			
	WS解4 撤去	1,530*1,300*1,900	1.0	箇所			
	WS解5 撤去	3,930*1,060*1,850	2.0	箇所			
	WS解6 撤去	3,930*1,060*1,850	2.0	箇所			

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
WS解7 撤去	3,610*1,100*1,850	2.0	箇所			
WS解8 撤去	590*500*1,850	2.0	箇所			
積込み		12.5	m ³			
運搬		12.5	m ³			
廃棄処分	コンクリート	5.2	t			
廃棄処分	瓦礫	0.3	t			
廃棄処分	金属	0.6	t			
廃棄処分	ガラス	0.3	t			
廃棄処分	プラスチック	0.5	t			
廃棄処分	木	2.9	t			
廃棄処分	廃石膏ボード	1.0	t			
廃棄処分	建設混合廃棄物	0.8	t			
小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-C	防災機能強化工事						
a	外部建具更新工事		1.0	式			
b	ステンドグラス保護工事		1.0	式			
		#REF!					
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
I-C	a	外部建具更新工事					
(1)	直接仮設工事		1.0	式			
(2)	建具工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-C a-(1)	直接仮設工事						
	清掃・片付け	RC造	3187.9	m ²			
	竣工後・引渡し前清掃	サックリ-ニング	1474.2	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
I-C a-(2)	建具工事						
	ADW 改1	網戸新設	5.0	箇所			
	ADW 改2	網戸新設	1.0	箇所			
	ADW 改3	網戸新設	1.0	箇所			
	ADW 改4	網戸新設	10.0	箇所			
	ADW 改5	網戸新設	2.0	箇所			
	ADW 改6	網戸新設	1.0	箇所			
	ADW 改7	網戸新設	5.0	箇所			
	ADW 改8	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改1	網戸新設	3.0	箇所			
	AW 改2	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改3	網戸新設	4.0	箇所			
	AW 改3'	網戸新設	1.0	箇所			

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
	AW 改4	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改5	網戸新設	10.0	箇所			
	AW 改5FAN	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改6	網戸新設	8.0	箇所			
	AW 改6'	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改7	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改8	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改9	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改10	網戸新設	10.0	箇所			
	AW 改11	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改12	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改13	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改14	網戸新設	1.0	箇所			

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
	AW 改15	網戸新設	9.0	箇所			
	AW 改15'	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改16	網戸新設	5.0	箇所			
	AW 改17	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改18	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改19	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改19'	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改20	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改21	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改22	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改23	網戸新設	1.0	箇所			
	AW 改24	網戸新設	2.0	箇所			
	AW 改25	網戸新設	2.0	箇所			

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
	AW 改26	網戸新設	1.0	箇所			
	取付・運搬費		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-C b	ステンドグラス保護工事						
(1)	直接仮設工事		1.0	式			
(2)	木工事		1.0	式			
(3)	塗装工事		1.0	式			
(4)	建具工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-C b-(1)	直接仮設工事						
	仕上げ墨出し	RC造	122.0	m ²			
	仕上養生	RC造	122.0	m ²			
	清掃・片付け	RC造	122.0	m ²			
	竣工後・引渡し前清掃	ガラスクリーニング*	46.4	m ²			
	脚立足場	H1.8 並列 1ヶ月	23.0	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-C b-(2)	木工事						
	建具枠	材工共 100*120 見掛り上小節	21.6	m			
	建具枠	材工共 100*100 見掛り上小節	10.8	m			
	建具枠	材工共 60*150 見掛り上小節	94.4	m			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-C b-(3)	塗装工事						
	建具塗装 素地ごしらえ	WW 木面	41.1	m ²			
	建具塗装 素地ごしらえ	ステン ^ド ガラス 鉄面	21.4	m ²			
	建具塗装 WP塗装	WW 木面	41.1	m ²			
	建具塗装 DP1塗装	ステン ^ド ガラス 鉄面	21.4	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-C a-(4)	建具工事						
1	木製建具工事		1.0	式			
2	ガラス工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-C a-(4)	1. 木製建具工事						
	WW 新1		2.0	箇所			
	WW 新2		2.0	箇所			
	建具廻りシーリング	15*10 シリコン(1成分形)	23.0	m			
	丁番		16.0	個			
	カムラッチ		8.0	個			
	角度調整器		8.0	個			
	取付運搬費		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-C a-(4)	2. ガラス工事						
	ポリカーボネート板	T5	23.2	m ²			
	ガラス押えシル	6*6	314.0	m			
	運搬費		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-D	その他 単独工事						
a	渡り廊下工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-D a	渡り廊下工事						
(1)	直接仮設工事		1.0	式			
(2)	屋根及びびとい工事		1.0	式			
(3)	塗装工事		1.0	式			
(4)	解体工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-D a-(1)	直接仮設工事						
	清掃・片付け	S造	376.0	m ²			
	竣工後・引渡し前清掃	S造	376.0	m ²			
	枠組本足場	建地幅900 H10m未満 3ヶ月	254.1	m ²			
	安全手摺	枠組本足場用 3ヶ月	99.5	m			
	ネット養生	垂直養生 3ヶ月	251.6	m ²			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-D a-(2)	屋根及びとい工事						
	軒樋	大型角樋 塩ビ製 前高165	46.1	m			
	軒樋	大型角樋 塩ビ製 前高165	3.0	m			
	落し口	自在ドレインφ100	17.3	m			
	縦樋	ガ-VU100 掴み金物共	17.3	m			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-D a-(3)	塗装工事						
	素地ごしらえ	柱 鉄鋼面 C種	35.1	m ²			
	素地ごしらえ	梁 鉄鋼面 C種	60.9	m ²			
	素地ごしらえ	内樋(外) 鉄鋼面 C種	3.7	m ²			
	素地ごしらえ	屋根 鉄鋼面 C種	416.1	m ²			
	素地ごしらえ	水平ブレース 鉄鋼面 C種	41.6	m ²			
	素地ごしらえ	垂直ブレース 鉄鋼面 C種	48.0	m ²			
	素地ごしらえ	CB塀 コンクリート面 C種	108.6	m ²			
	素地ごしらえ	内樋(内) 鉄鋼面 C種	108.6	m ²			
	錆止め塗料塗り	柱 鉄鋼面	35.1	m ²			
	錆止め塗料塗り	梁 鉄鋼面	60.9	m ²			
	錆止め塗料塗り	内樋(外) 鉄鋼面	3.7	m ²			
	錆止め塗料塗り	屋根 鉄鋼面	416.1	m ²			

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
錆止め塗料塗り	水平ﾌﾟﾚｰｽ 鉄鋼面	41.6	m ²			
錆止め塗料塗り	垂直ﾌﾟﾚｰｽ 鉄鋼面	48.0	m ²			
錆止め塗料塗り	内樋(内) 鉄鋼面	108.6	m ²			
耐候性塗料	柱 鉄鋼面 2種 アクリルシリコン樹脂系	35.1	m ²			
耐候性塗料	梁 鉄鋼面 2種 アクリルシリコン樹脂系	60.9	m ²			
耐候性塗料	内樋(外) 鉄鋼面 2種 アクリルシリコン樹脂系	3.7	m ²			
耐候性塗料	屋根 鉄鋼面 2種 アクリルシリコン樹脂系	416.1	m ²			
耐候性塗料	水平ﾌﾟﾚｰｽ 鉄鋼面 2種 アクリルシリコン樹脂系	41.6	m ²			
耐候性塗料	垂直ﾌﾟﾚｰｽ 鉄鋼面 2種 アクリルシリコン樹脂系	48.0	m ²			
耐候性塗料	CB塀 コンクリート面 2種 アクリルシリコン樹脂系	108.6	m ²			
アスファルト塗装	内樋(内) 鉄鋼面	108.6	m ²			
小計						

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
I-D a-(4)	解体工事						
	軒樋	120*120	46.1	m			
	軒樋	前高130	3.0	m			
	豎樋	75φ	17.3	m			
	掴み金物	75φ用	14.0	個			
	積込み		0.4	m ³			
	運搬		0.1	m ³			
	処分		0.1	t			
	小計						

記号	名 称	内 容	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
II-A-1	大規模(教育内容)内部環境	LED化(校舎)					
	照明器具	図示 A1	126.0	台			
	照明器具	図示 A2	1.0	台			
	照明器具	図示 B	8.0	台			
	照明器具	図示 C	18.0	台			
	照明器具	図示 D	60.0	台			
	照明器具	図示 E1	8.0	台			
	照明器具	図示 F	21.0	台			
	照明器具	図示 G1	1.0	台			
	照明器具	図示 H	4.0	台			
	照明器具	図示 I	10.0	台			
	照明器具	図示 J	2.0	台			
	照明器具	図示 L	5.0	台			
	照明器具	図示 M	1.0	台			
	照明器具	図示 N	6.0	台			
	照明器具	図示 O	7.0	台			
	照明器具	図示 P	6.0	台			
	照明器具	図示 R	2.0	台			
	照明器具	図示 S	2.0	台			
	照明器具	図示 T	15.0	台			
	照明器具	図示 U	8.0	台			
	分電盤改修	L-1+T-1	1.0	面			

記号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	分電盤改修	L-2+T-2	1.0	面			
	分電盤改修	L-3+T-3	1.0	面			
	【撤去】						
	照明器具 撤去	図示 A1 FL40W×2 富士型	126.0	台			
	照明器具 撤去	図示 A2 FL20W×2 富士型	1.0	台			
	照明器具 撤去	図示 B FL40W×1 富士型	8.0	台			
	照明器具 撤去	図示 C FLR40W×1 反射笠可動型	18.0	台			
	照明器具 撤去	図示 D FLR40W×2 下面開放型	75.0	台			
	照明器具 撤去	図示 E1 FL20W×1 下面開放型	8.0	台			
	照明器具 撤去	図示 F FL40W×2 埋込ルーバー	21.0	台			
	照明器具 撤去	図示 G FL40W×2 埋込ルーバー	1.0	台			
	照明器具 撤去	図示 H FCL30W×1 シーリング	4.0	台			
	照明器具 撤去	図示 I FPL36W×3 埋込ルーバー	10.0	台			
	照明器具 撤去	図示 J FL10W×1 表示灯	2.0	台			
	照明器具 撤去	図示 L FL20W×3 シーリング	5.0	台			
	照明器具 撤去	図示 M IL60W×1 シーリング	1.0	台			
	照明器具 撤去	図示 N FCL30W×1 シーリング	6.0	台			
	照明器具 撤去	図示 O IL60W×1 ダウンライト	7.0	台			
	照明器具 撤去	図示 P FL20W×1 ブラケット	6.0	台			
	照明器具 撤去	図示 Q IL5W×6 表示灯	1.0	台			
	照明器具 撤去	図示 R IL40W×1 ブラケット	2.0	台			
	照明器具 撤去	図示 S FL40W×1 反射笠付	2.0	台			
	照明器具 撤去	図示 T IL20W×1 三色灯	1.0	台			

記号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II-A-2	大規模(教育内容)内部環境	LED化(体育館)					
	照明器具	図示 a	34.0	台			
	照明器具	図示 b	22.0	台			
	照明器具	図示 c	6.0	台			
	照明器具	図示 d	1.0	台			
	照明器具	図示 e	3.0	台			
	照明器具	図示 f	3.0	台			
	照明器具	図示 g	3.0	台			
	照明器具	図示 h	2.0	台			
	照明器具	図示 A1	2.0	台			
	照明器具	図示 B	2.0	台			
	照明器具	図示 E2	2.0	台			
	照明器具	図示 j	13.0	台			
	照明器具	図示 ア	1.0	台			
	内部仕上げ足場	4.0m超～5.0m未満 2段	10.0	日			
	内部仕上げ足場	5.7m以上～7.4m未満 4段	10.0	日			
	養生シート張り		50.0	m2			
	養生合板張り		50.0	m2			
	【撤去】						
	照明器具 撤去	図示 a HID400W×1 高天井	34.0	台			
	照明器具 撤去	図示 b FL40W×2 スリムベース	22.0	台			
	照明器具 撤去	図示 c FLR40W×1 コーナーライト	6.0	台			

記号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	照明器具 撤去	図示 d IL60W×1 ダウンライト	1.0	台			
	照明器具 撤去	図示 e FL40W×1 富士型	3.0	台			
	照明器具 撤去	図示 f FDL13W×1 ダウンライト	3.0	台			
	照明器具 撤去	図示 g IL40W×1 ブラケット	3.0	台			
	照明器具 撤去	図示 h FPL36W×3 埋込ルーバー	2.0	台			
	照明器具 撤去	図示 A1 FL40W×2 富士型	2.0	台			
	照明器具 撤去	図示 B FL40W×1 富士型	2.0	台			
	照明器具 撤去	図示 E2 FLR40W×1 下面開放型	2.0	台			
	照明器具 撤去	図示 j FCL13W×1 ダウンライト	13.0	台			
	照明器具 撤去	図示 ア FL10W×1 誘導灯	1.0	台			
	処分費	金属類 軽量品	348.0	kg			
	処分費	水銀含有物 蛍光灯、電池	29.0	kg			
	小 計						

記号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II-B	大規模トイレ	トイレ改修					
	呼び線	EM-IE 2.0x1 管路	21.0	m			
	ケーブル	EM-EEF 2.0/3C コロカシ	255.0	m			
	ケーブル	EM-EEF 2.0/3C 管路	64.0	m			
	電線管	VE 16 露出	21.0	m			
	電線管	VE 22 露出	64.0	m			
	スイッチボックス	1個用 C共	32.0	個			
	露出ボックス(VE)	角・深型 (22) 1方出	29.0	個			
	アウトレットボックス	OB 102X44 C共	66.0	個			
	熱線センサー 親機		9.0	個			
	熱線センサー 子機		23.0	個			
	埋込コンセント	2P15A E付×2 ET付	29.0	個			
	タイマースイッチ	停電保証付	1.0	個			
	収納箱	250□×250程度	1.0	個			
	照明器具	図示 V	59.0	台			
	【撤去再取付】						
	防水コンセント 撤去再取付	2P15A E付×2 ET付	1.0	個			
	トイレ呼出ボタン 撤去再取付		3.0	個			
	【撤去】						
	ケーブル 撤去	EEF2.0-3C	71.0	m			
	埋込スイッチ 撤去	1P×1	6.0	個			
	埋込スイッチ 撤去	1P×2	3.0	個			

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅲ	機械設備工事						
A	大規模トイレ 機械設備工事		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅲ-A	大規模トイレ 機械設備工事						
a	機械設備工事		1.0	式			

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
Ⅲ-A	a 機械設備工事						
a							
(1)	衛生器具設備工事		1.0	式			
(2)	給水設備工事		1.0	式			
(3)	排水設備工事		1.0	式			
(4)	換気設備工事		1.0	式			
(5)	撤去工事		1.0	式			
(6)	発生材処理		1.0	式			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅲ-A a-(1)	衛生器具設備工事						
	洋風大便器(温水洗浄便座)	CFS498BM TCF589AE	5.0	台			
	洋風大便器(暖房便座)	CFS498BM TCF116	14.0	台			
	洋風大便器(温水洗浄便座)	CFS498BMT TCF589AE	1.0	台			
	洋風大便器(暖房便座)	CFS498BMT TCF116	6.0	台			
	洋風大便器(温水洗浄便座)	CFS498BM TCF589AE	1.0	台			
	温水洗浄便座	CW-KB32	3.0	台			
	紙巻器	YH51R	30.0	台			
	洋風大便器 据付費	ロ-タツク 温水洗浄便座、紙巻器共	30.0	箇所			
	壁掛小便器	UFS900R	17.0	台			
	壁掛ストール大型据付手間		17.0	箇所			
	小便器用洗浄弁		17.0	個			
	壁付自動水栓	TEL20DSA	12.0	台			
	横水栓	T200SNR13C	8.0	台			

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
	給水栓 据付費	13A	20.0	箇所			
	中形手すり 据付費		3.0	箇所			
	壁掛洗面器	L270C	1.0	台			
	壁掛洗面器	L210C	2.0	台			
	洗面器(大) 据付費	自動水栓	3.0	箇所			
	壁掛手洗器	LSW90AAS	1.0	台			
	手洗器 据付費		1.0	箇所			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅲ-A a-(2)	給水設備工事						
	小型給水ポンプ	32φ×80L/min×8mH	1.0	台			
	ポンプ据付費	0.75KW以下	1.0	台			
	室外機用防振ゴム	ゴムマット 10mm	1.0	m			
	配管用ステンレス鋼管 SUS	機械・便所 20A	70.0	m			
	配管用ステンレス鋼管 SUS	機械・便所 25A	6.0	m			
	配管用ステンレス鋼管 SUS	機械・便所 30A	35.0	m			
	配管用ステンレス鋼管 SUS	機械・便所 40A	14.0	m			
	配管用ステンレス鋼管 SUS	機械・便所 50A	10.0	m			
	保温ポリスチレンフォーム	ピット内 20A	26.0	m			
	保温ポリスチレンフォーム	ピット内 25A	2.0	m			
	保温ポリスチレンフォーム	ピット内 32A	2.0	m			
	保温ポリスチレンフォーム	ピット内 40A	5.0	m			
	保温(給水仕様)グラスウール	天井・PS 20A	44.0	m			

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	保 温(給水仕様)ガラスウール	天井・PS 25A	4.0	m			
	保 温(給水仕様)ガラスウール	天井・PS 32A	33.0	m			
	保 温(給水仕様)ガラスウール	天井・PS 40A	9.0	m			
	保 温(給水仕様)ガラスウール	天井・PS 50A	10.0	m			
	ゲ ー ト 弁 JIS 10K	32A	2.0	個			
	防振継手(球形)	32A JIS10K(SS400)	2.0	個			
	ステンレス製減圧弁	32φ	1.0	個			
	弁類取付(バタフライ弁除く)	32A	5.0	個			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター)	50mm 厚120~150	26.0	箇所			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅲ-A a-(3)	排水設備工事						
	硬質塩化ビニル管 (VP)	機械・便所 φ50	21.0	m			
	硬質塩化ビニル管 (VP)	機械・便所 φ65	3.0	m			
	硬質塩化ビニル管 (VP)	機械・便所 φ75	17.0	m			
	硬質塩化ビニル管 (VP)	機械・便所 φ100	6.0	m			
	耐火ビニル二層管	機械・便所 φ40 【VP】	4.0	m			
	耐火ビニル二層管	機械・便所 φ50 【VP】	29.0	m			
	耐火ビニル二層管	機械・便所 φ65 【VP】	21.0	m			
	耐火ビニル二層管	機械・便所 φ75 【VP】	34.0	m			
	耐火ビニル二層管	機械・便所 φ100 【VP】	33.0	m			
	掃除口	COA 65A	7.0	個			
	掃除口	COA 80A	1.0	個			
	掃除口	COA 100A	12.0	個			
	排水金具取付	65A SNA・C・D・COA等	7.0	個			

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
	排水金具取付	80A SNA・C・D・COA等	1.0	個			
	排水金具取付	100A SNA・C・D・COA等	12.0	個			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅲ-A a-(4)	換気設備工事						
	天井扇 (FE-1)	φ 200	4.0	台			
	天井扇 (FE-2)	φ 100	3.0	台			
	天井扇 (FE-3)	φ 150	2.0	台			
	ウェザーカバー	φ 200	4.0	台			
	有圧換気扇据付費	φ 200	4.0	台			
	天井埋込換気扇据付費		5.0	台			
	ウェザーカバー (据付費)	φ 200用	4.0	個			
	スパイラルダクト	0.5mm φ 100	1.0	m			
	スパイラルダクト	0.5mm φ 150	7.0	m			
	接続部アルミキ	φ 100	3.0	m			
	接続部アルミキ	φ 150	2.0	m			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
Ⅲ-A a-(5)	撤去工事						
	和風大便器 撤去費	FV (再使用無し)	31.0	箇所			
	障害者用大便器 撤去費	FV (再使用無し)	1.0	箇所			
	大便器用洗淨弁 撤去費	(再使用無し)	1.0	箇所			
	普通便座撤去手間		3.0	箇所			
	紙巻器 撤去費	(再使用無し)	32.0	箇所			
	床置ストール小型撤去手間		18.0	箇所			
	小便器用洗淨弁 撤去費	(再使用無し)	18.0	箇所			
	仕切板 撤去費	(再使用無し)	5.0	箇所			
	給水栓 撤去費	13A (再使用無し)	20.0	箇所			
	洗面器(大) 撤去費	水栓1個 (再使用無し)	3.0	箇所			
	手洗器 撤去費	(再使用無し)	1.0	箇所			
	排水金具撤去	50A T14A・T3A・T5A・COB等	5.0	個			
	排水金具撤去	50A T3B・T5B等	4.0	個			

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	排水金具撤去	65A T14A・T3A・T5A・COB等	7.0	個			
	排水金具撤去	80A T14A・T3A・T5A・COB等	1.0	個			
	排水金具撤去	100A T14A・T3A・T5A・COB等	12.0	個			
	洋風大便器 撤去（再使用あり）	ロータク 普通便座、紙巻器共	3.0	組			
	中形手すり 撤去費（再使用あり）		4.0	箇所			
	鋼管撤去	機械・便所 20A（再使用無し	60.0	m			
	鋼管撤去	機械・便所 25A（再使用無し	6.0	m			
	鋼管撤去	機械・便所 32A（再使用無し	64.0	m			
	鋼管撤去	機械・便所 40A（再使用無し	20.0	m			
	鋼管撤去	機械・便所 50A（再使用無し	10.0	m			
	ビニール管撤去	機械・便所 φ40	8.0	m			
	ビニール管撤去	機械・便所 φ50	30.0	m			
	ビニール管撤去	機械・便所 φ65	3.0	m			
	ビニール管撤去	機械・便所 φ75	16.0	m			
	ビニール管撤去	機械・便所 φ100	6.0	m			

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
	耐火二層管撤去	屋内 φ40	4.0	m			
	耐火二層管撤去	屋内 φ50	28.0	m			
	耐火二層管撤去	屋内 φ65	30.0	m			
	耐火二層管撤去	屋内 φ75	62.0	m			
	耐火二層管撤去	屋内 φ100	31.0	m			
	配管切断接続（保温有り）	鋼管類 20A(分岐・合流)	24.0	箇所			
	配管切断接続（保温有り）	鋼管類 32A(分岐・合流)	2.0	箇所			
	配管切断接続（保温有り）	鋼管類 40A(分岐・合流)	2.0	箇所			
	配管切断接続（保温有り）	鋼管類 50A(分岐・合流)	2.0	箇所			
	配管切断接続（保温有り）	鋼管類 65A(分岐・合流)	4.0	箇所			
	配管切断接続（保温有り）	鋼管類 80A(分岐・合流)	5.0	箇所			
	配管切断接続（保温なし）	樹脂管類 40A(分岐・合流)	1.0	箇所			
	配管切断接続（保温なし）	樹脂管類 50A(分岐・合流)	3.0	箇所			
	配管切断接続（保温なし）	樹脂管類 65A(分岐・合流)	3.0	箇所			
	配管切断接続（保温なし）	樹脂管類 75A(分岐・合流)	6.0	箇所			

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	配管切断接続（保温なし）	樹脂管類 100A(分岐・合流)	4.0	箇所			
	保温撤去（ホ°リスチレンフォーム）	ピ°ット内 20A	20.0	m			
	保温撤去（ホ°リスチレンフォーム）	ピ°ット内 25A	3.0	m			
	保温撤去（ホ°リスチレンフォーム）	ピ°ット内 32A	12.0	m			
	保温撤去（ホ°リスチレンフォーム）	ピ°ット内 40A	1.0	m			
	保温撤去（ホ°リスチレンフォーム）	ピ°ット内 50A	5.0	m			
	保温撤去（給水仕様）グラスウール	天井・PS 20A（再使用無し）	40.0	m			
	保温撤去（給水仕様）グラスウール	天井・PS 25A（再使用無し）	3.0	m			
	保温撤去（給水仕様）グラスウール	天井・PS 32A（再使用無し）	52.0	m			
	保温撤去（給水仕様）グラスウール	天井・PS 40A（再使用無し）	10.0	m			
	保温撤去（給水仕様）グラスウール	天井・PS 50A（再使用無し）	10.0	m			
	保温撤去（給水仕様）グラスウール	天井・PS 65A（再使用無し）	10.0	m			
	有圧換気扇撤去費	φ200	4.0	台			
	天井埋込換気扇撤去費	φ100	7.0	台			
	スパイラルダクト(撤去)	100φ 0.5mm	19.0	m			

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	ウエザ-カバー (撤去費)	φ200用	7.0	個			
	取壊発生材運搬(ダンプ2t積)	7.0km以下 人力積込(仕上材・材	9.0	m3			
	小計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅲ-A a-(6)	発生材処理						
	金属くず		0.7	t			
	プラスチック		0.2	t			
	混合廃棄物		1.0	t			
	小計						